

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

災害救助法施行細則の一部を改正する規則  
災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号<sup>2</sup>中「二、四〇四、〇〇〇円」を「二、三八七、〇〇〇円」に改め、同表第二号  
3<sup>1</sup>の表中

## 目次

### 規則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

### 告示

- 富城県議会定例会の招集

(保健福祉総務課)  
(財政課)  
(共同参画社会推進課)  
(障害福祉課)  
(事業管理課)  
(都市計画課)

ページ

一七、五〇〇円	一一、六〇〇円	三三、一〇〇円	三九、九〇〇円	五一、五〇〇円	七、四〇〇円
二八、六〇〇円	三三、一〇〇円	五一、六〇〇円	六〇、四〇〇円	七五、九〇〇円	一〇、四〇〇円
二九、〇〇〇円	三三、五〇〇円	五一、三〇〇円	六一、三〇〇円	七七、〇〇〇円	一〇、五〇〇円
一七、三〇〇円	一一、三〇〇円	三三、八〇〇円	三九、三〇〇円	四五、八〇〇円	七、三〇〇円
一九、一〇〇円	一一、一〇〇円	一七、一〇〇円	一〇、三〇〇円	一五、八〇〇円	一、五〇〇円

同<sup>3</sup>の表中

九、一〇〇円	一一、一〇〇円	一七、五〇〇円
九、一〇〇円	一一、一〇〇円	一七、五〇〇円
九、一〇〇円	一一、一〇〇円	一七、五〇〇円

に改め、別表第一第九  
号<sup>3</sup>中「一九九、〇〇〇円」を「一〇一、〇〇〇円」、「一五九、一〇〇円」を「一六〇、八〇〇  
円」に改め、同表第十一号<sup>2</sup>中「一三七、五〇〇円」を「一三四、一〇〇円」に改める。

を

### 規則

- 予算の公表

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(財政課)  
(障害福祉課)  
(契約課)

一 一 九

- 土地区画整理組合の理事についての届出
- 公 告
- 予算の公表
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

### 告示

「一の規則は、公布の日から施行する。

- 宮城県告示第六百八号

平成二十二年六月十五日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十二年六月八日

- 宮城県規則第五十七号

宮城県知事 村井嘉浩

平成二十二年六月八日

○宮城県告示第六百九号

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十一条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月八日

特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ドリーム・グリーン・プロジェクト  
代表者の氏名 大場 俊孝

一 主たる事務所の所在地

大崎市鳴子温泉字星沼十五

二 定款に記載された目的

この法人は、就労意欲のある障害者、就労の可能性のある障害者に対して、主に障害者自立支援法などに基づく障害者福祉サービス事業を行い、障害者の就労促進、自立に寄与すること、また就労が困難な障害者に対しても生活支援や相談事業などをを行うことによって、障害者福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。

中山平温泉ならではの温泉資源を活用して環境保全と地球温暖化防止のテーマであるCO<sub>2</sub>を抑えたエネルギーをハイブリットなシステムを利

用した施設で、安心・安全を第一に地域活性と交流の場として、人と自然が共生できる市民農園型の理想的なファーム・パークである夢の

ある緑地帯（Dream Green）の実現を目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年五月二十四日

○富城県告示第六百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一五十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月八日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 國際スポーツ推進機構

一 代表者の氏名

前田 忠嗣

二 主たる事務所の所在地

仙台市太白区西中田一丁目二十番七号

三 定款に記載された目的

この法人は、人種、国籍を問わず多くの人々に対し、スポーツ振興に関する事業を行い、子供の健全育成と人々の健康促進に寄与するこ

とを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年五月二十三日

○富城県告示第六百十一号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十二号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定年月日 平成二十二年六月一日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	指定障害福祉サービスの種類
○四一五四〇〇八〇三一 タ 仙台市太白区郡山六 丁目一番二十七号 丹勝ビル三階	たまさん介護センター	三田商工株式会社	訪問介護、重度

○富城県告示第六百十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十二号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

廃止年月日 平成二十二年五月二十一日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
○四一五三〇〇三一八 六仙台市若林区三本塚字中谷地二百八十	たまさん介護センター	三田商工株式会社	平成二十二年五月二十一日

○富城県告示第六百十二号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

受付年月日 平成二十二年五月二十一日

び代表者の氏名及 主たる営業所の所在地	許建 可 設 番 号業	工を取 事の種 類 申 請 り消 し た 建 設 可	受 付 年 月 日

半設株式会社半田忠市	丹野信一	有限会社コボレーケシヨ・	千葉伸也	有限会社新栄興	結城貢	岡株式会社NEDCトーキン	成澤研好晴	成澤研好晴	有限会社谷地守	斎藤栄子
白石市郡山字平成七	十二二・六	東松島市大曲字下台六	十八八・十二	十石巻市鹿又字用水上向百	丁仙台市宮城野区幸町二	目仙台市太白区郡山六丁	十東松島市浅井字高田九	根仙台市青葉区大倉字横	町柴田郡大河原町字南原	二一・三
百第般二一一・二十七号	百第般七一・二十七号	百第般七一・二十七号	百第般九一・二七千二	百第般七一・二七千二	百第般七一・二七千二	百第般十一・二七千二	十第般三一・二七千七	五第般三一・二七九百	七第般五十一・二七九百	八千一百四十四号
一一ほ土般部装木建廢工工設業事事業	一全土般部とび木建廢工工設業事事業	建熱内防塗装工事工事業	ガ板しゆんせつ工事工事業	ブタ屋左大建般部工根官工築建廢工事工事業	一一全般部建定部築建廢工工設業事事業	特全般部建築建廢工工設業事事業	一一般部造ほ土建園工工設業事事業	一一般部木建廢工工設業事事業	一全般部水道工工事設工工事事業	一部建土木工工事事業
平成二十二年五月六日	平成二十二年五月六日	平成二十二年五月六日	平成二十二年五月七日	平成二十二年五月七日	平成二十二年五月七日	平成二十二年五月七日	平成二十二年五月七日	平成二十二年五月十三日	平成二十二年五月十三日	平成二十二年五月六日

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法  
律第二百号）第二十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事  
村井嘉浩

## 一 都市計画の種類及び名称

- 1 地区計画計画都市域広域仙塩種類

二 父和愛三

宮城県（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、  
都市計画法（昭和四十三年法）

平成二十二年六月八日

## 一 都市計画の種類及び名称

- 2 1 種類  
名称 仙塩広域都市計画地区計画  
泉中央南地区計画

二 縱覽場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城縣告示第六百六号

仙台市から仙塩広域都市

仙台市から仙塩広域都市計画区域法定の図書の写しの送付を受けたので  
律第百号) 第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

## 一 都市計画の種類及び名称

- 都道府県別種類別名目

二 縱覽場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○富城縣志第六百七

仙台市から仙塩広域都市

許可取消しの原因 建設業法第十九条第一項第二号に該する

○宮城県告示第六百十四号

律第百号)第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 向原地区計画

一 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百十八号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 仙台駅東第二地区計画

一 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

- 1 仙塩広域都市計画特別用途地区
- 2 富城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

- 1 仙塩広域都市計画高度地区
- 2 富城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

- 1 仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域
- 2 富城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

- 1 仙塩広域都市計画臨港地区
- 2 富城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

## 宮 城 県 公 報

宮城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百二十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・三百十八号 虹の杜一号線、三・四・三百十九号 虹の杜二号線

二 都市計画の変更の種別

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百二十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 一一・一一・一四三二一号 富沢駅東一号公園、一一・一一・一五二二二二号 富沢駅東六号公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百一十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 東北大学青葉山新キャンパス地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百一十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 泉中央地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百一十八号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百一十九号

石巻市から雄勝都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画下水道

2 名称 一号 下雄勝下水路、二号 中の沢下水路、三号 分浜下水路、四号 水浜下水路、五号 小瀬下水路、六号 伊勢畠下水路

第2163号 平成22年6月8日 火曜日 宮城県公報



宮城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百四十号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 小野駅前地区計画

○富城県告示第六百四十四号

東松島市から石巻広域都市計画及び松島觀光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・四百八号 根廻磯崎線、三・五・四百六号 浜通線、三・六・四百七号 山手線、七・七・四百一号 東浜線、七・七・四百一号 瑞巖寺線、七・七・四百三号 新富山線

○富城県告示第六百四十五号

東松島市から石巻広域都市計画及び松島觀光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画下水道

- 2 名称 東松島市流域関連公共下水道

○富城県告示第六百四十六号

宮城県（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百四十三号

東松島市から松島觀光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画公園

○富城県告示第六百四十七号

松島町から松島觀光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画公園

○富城県告示第六百四十八号

松島町から松島觀光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画公園

○富城県告示第六百四十九号

宮城県（土木部都市計画課）

## 二 縦覧場所

富城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百四十六号

松島町から松島観光都市計画変更の図書の印の送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第二百四十九号）第一百一十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定による公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

富城県知事 村井嘉浩

## 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画  
2 名称 品井沼地区地区計画

## 二 縦覧場所

富城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百四十七号

松島町から松島観光都市計画変更の図書の印の送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第二百四十九号）第一百一十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定による公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

富城県知事 村井嘉浩

## 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道  
2 名称 松島町公共下水道

## 一 縦覧場所

富城県庁（土木部都市計画課）

○富城県告示第六百四十八号

松島町から松島観光都市計画変更の図書の印の送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第二百四十九号）第一百一十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定による公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

富城県知事 村井嘉浩

## 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画汚物処理場  
2 名称 一号 松島し尿処理場

## 一 縦覧場所

富城県知事 村井嘉浩

○富城県庁（土木部都市計画課）  
○富城県告示第六百四十九号  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百四十九号）第一百一十九条第一項の規定によつて、土地区画整理組会からその理事について 次のとおり選出があつた。  
平成二十一年六月八日

富城県知事 村井嘉浩

○富城県告示第六百四十九号  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百四十九号）第一百一十九条第一項の規定によつて、土地区画整理組会からその理事について 次のとおり選出があつた。  
平成二十一年六月八日○平成二十一年六月八日  
おつりね。

富城県知事 村井嘉浩

## 一 組合の名称

大河原町広表下地区画整理組会

## 一 事務所の所在地

大河原町字新南十九番地

## 二 届出の内容

比 附 住 所  
理由を退任した者

鈴木清治 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町百十八番地

## 公 司

○平成二十一年六月八日  
平成二十一年六月八日  
おつりね。

富城県知事 村井嘉浩

## 平成21年度富城県一般会計補正予算

第一表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 稅		239,100,000 千円	1,580,000 千円	240,680,000 千円
1 県 民 稅	84,918,000		270,000	85,188,000
2 事 業 稅	49,556,000		790,000	50,346,000
3 地 方 消 費 税	30,669,000		90,000	30,579,000

4 不動産取得税	6,926,000	130,000	7,056,000
5 県たばニ税	4,737,000	20,000	4,717,000
7 自動車取得税	3,886,000	130,000	4,016,000
8 軽油引取税	20,604,000	370,000	20,974,000
<b>3 地方譲与税</b>	<b>14,453,000</b>	<b>170,000</b>	<b>14,623,000</b>
2 地方揮発油税	1,417,000	170,000	1,587,000
<b>5 地方交付税</b>	<b>172,141,624</b>	<b>394,000</b>	<b>172,535,624</b>
1 地方交付税	172,141,624	394,000	172,535,624
<b>10 財産収入</b>	<b>2,139,118</b>	<b>358,000</b>	<b>2,497,118</b>
2 財産売払収入	995,108	358,000	1,353,108
<b>14 諸収入</b>	<b>107,279,647</b>	<b>124,000</b>	<b>107,403,647</b>
5 収益事業収入	3,600,000	124,000	3,724,000
<b>15 県債</b>	<b>124,970,964</b>	<b>917,000</b>	<b>124,053,964</b>
1 県債	124,970,964	917,000	124,053,964
<b>歳入合計</b>	<b>896,528,357</b>	<b>1,709,000</b>	<b>898,237,357</b>
<b>歳出</b>			
<b>款</b>	<b>項</b>	<b>補正前の額</b>	<b>補正額</b>
2 総務費		62,912,150 千円	1,709,000 千円
1 総務管理費		33,137,450	1,709,000
<b>歳出合計</b>		<b>896,528,357</b>	<b>1,709,000</b>
			<b>898,237,357</b>

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額方	起債の方法	利率	償還の方法	限度額方	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	67,456,764 千円	1 証券又は証券に発行による。	年7.5 パーセント以 内	1 30年以内 (据置 期間を含む。 ただし、借 入先の融通 による。)	66,539,764 千円	補正と 同じ。	補正と 同じ。	補正と 同じ。

२५०

団体共同を行む。し、行が金下とそれ行差をる必要金額それ度加たを額る。翌度起するが。の発合だ。発格面をるよ。そ發格額めなぞ限にし額度す。年繰償じとき。

計	124,970,964			124,053,964		
---	-------------	--	--	-------------	--	--

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県拓桃医療療育センター清掃等維持管理業務

式

一 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部障害福祉課 仙台市青葉区本町二丁目八番一郎

三 落札を決定した日 平成二十二年三四月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 キョウウワプロトック株式会社 仙台市青葉区中央一丁目九番二十七号

五 落札金額 四千五百十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 高速マシンニングセンター 一式  
2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
3 納入期限 平成二十二年十一月三十日(火)  
4 納入場所 宮城県工業高等学校

一 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百六十七条の四の規定に該当しない者である」と。  
2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者である」と。

3 平成二十一年四月一日以後に民事再生法第十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者である」と。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

4 平成二十一年四月一日以後に民事再生法第十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者である」と。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの)である」と。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でない」と。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加する」とはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用者人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合)は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合)は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合)はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいつ。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」といつ。)

第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といつ。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。  
(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自ら若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第一条第一号に規定する暴力団(以下「暴力団」といつ。)暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」といつ。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。  
(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以

(四) 入札に参加しむべしの者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき關係を有してゐるゝと認められたる者。

(五) 入札に参加しむべしの者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを取引したり、又は不當に利用したりしてゐるゝと認められたる者。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されてゐる。

9 入札参加資格申請場所 富城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、富城県出納局契約課管理班(平成八〇・八五七〇 富城県仙台市青葉区本町三一丁目八番一號 電話〇二二一・一九一・一九一五)へ平成二十二年六月一十九日(火)午後五時までに提出する。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先
- 2 富城県出納局契約課物品班(担当 加納 洋美 電話〇二二一・一九一・一九一五)
- 3 入札説明書の交付期限 平成二十二年七月一〇日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年六月一十九日(火)午後五時まで。
- 4 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しむべしの者は、入札説明書に定めるところによつて平成二十二年七月一〇日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならぬ。また、開札日までに間にあつて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応づなければならぬ。
- 5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十二年七月一〇日(火)午後五時まで

(二) 場所 1. 11回<sup>o</sup>  
2. 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にての口封をもつて開札する。ただし、開札は、開札場所で行われる。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にての口封をもつて開札する。ただし、開札は、開札場所で行われる。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても取扱いしない。

5 開札の日時及び場所

四	平成二十二年七月一〇日(水)午前十時 富城県行政庁舎一階第一入札室
五	1. 11回 <sup>o</sup> の資格を有しない者
2	当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
五	その他
1	契約手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。
2	入札保証金 財務規則(昭和三十九年富城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年富城県規則第十九号)第一条の規定による。
3	契約保証金 財務規則第四十三条及び第五十四条の規定による。
4	入札の無効 本公司に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
5	入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。
6	落札額の決定方法 予定価格の制限の範囲内に最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札する。
7	契約書作成の範囲 範
8	申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
9	詳細は、入札説明書に記載。
六	概要
Summary	
1	Nature and Quantity of the Item to be Procured : High Speed Machining Center (1 set)
2	Deadline for Delivery : Tuesday, November 30, 2010
3	Place of Delivery : Miyagi Prefectural Technical High School
4	Deadline for Bid : Tuesday, July 20, 2010, 5:00 p.m.
5	Contact Person : Hiromi Kanou, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3332

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.